

# 防災集団移転促進事業移転元地等の活用方針

平成 29 年 1 月

南相馬市

## ■方針策定の目的

沿岸部に点在する市有地を、市民や民間事業者による事業を含め、復興をより加速させるための取り組みに、柔軟かつ迅速に活用できるよう、本方針を定める。

## ■本方針の対象

防災集団移転促進事業において、市が買収済みであり、かつ具体的な跡地利利用が定まっていない土地、及び当該土地を含む周辺地域

## ■制度上の前提

- ・対象の土地は災害危険区域となり、居住を目的とした建築は不可
- ・宅地に隣接する農地も含まれており、当該土地を非農用地として活用する場合は、農地転用等の法手続きが必要
- ・元地は沿岸部に点在しており、直ちに一団での利用が可能な土地は限られる。
- ・元地を復興事業区域の民有地と交換する際、登録免許税が免除されるなど、一部土地の集約を推進する仕組みが用意されている。
- ・防災集団移転促進事業により市有地となった経緯から、復興に資する土地利用とすることが望ましい。

## 方針の柱

1. 地域の復興・再生に資すること
2. 民間活力の活用を積極的に推進すること
3. 地域の声や歴史を踏まえること

### ■ 地域の復興・再生に資すること

- ・津波による被害を大きく受けた地域に存する公有地であり、当該地域、ひいては南相馬市の復興・再生に資する事業への活用を検討する。
- ・南相馬市復興総合計画等、復興に関わる計画に合致することが望ましい。

### ■ 民間活力の活用を積極的に推進すること

- ・従前の土地利用とは異なる活用を含め、民間による自由な発想、新たな取り組みが行えるよう、積極的に支援する。

### ■ 地域の声や歴史を踏まえること

- ・対象地を含む地域の歴史や、当該地域で暮らす住民の意向を踏まえた取り組みに活用する。
- ・特に、地域住民が自ら参画する取り組みについては、その実現に向け積極的に支援する。

## 小区画の土地の取り扱い

### ■ 概要

対象となる土地の中には、小区画（およそ 1,000 m<sup>2</sup>未満）であり、直ちに事業による活用が困難と思われる土地が散見される。

### ■ 方針

当該土地については、一団の土地としての活用及びその検討が困難であるため、隣接地権者その他地域で活動する団体等から、売却、貸付、または供用等の相談を積極的に受け付ける。

活用方針概念図

※主に 20km 圏内

